

## 旧姓の通称使用の拡充を周知し、第5次男女共同参画基本計画に沿った政策推進を求める意見書

現在、多くの企業が職場での旧姓の通称使用を認めている。しかしながら、旧姓の通称使用は法律に基づいていないために、例えば、民間公益法人の資格や金融機関など、認めていないケースがある。

令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」を目指すべきことが掲げられ、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されている。

よって、本市議会は、旧姓の通称使用拡充のための法整備など現実的な制度導入を国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月27日

大和市議会